

計画の概要

- 調布市における高齢者の保健福祉施策を推進するための計画。老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」の2つの計画を総称した名称。
- 計画期間は令和3年度～令和5年度の3年間。中長期的には、令和7年（2025年）に加え、令和22年（2040年）を見据える。
- 上位計画である「調布市基本構想」、「調布市基本計画」、他の保健福祉計画を地域という視点で横断的に結びつける「調布市地域福祉計画」等との整合性を確保。

計画の考え方

- 令和7年（2025年）に向けて、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けられるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいが包括的・継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指す。市が掲げる地域包括ケアの目標は「一人ひとりに必要な支援が届くこと」そして、「誰もが誰かとつながること」。

- 調布市の福祉の将来像 「みんなが自分らしく安心してつながりをもって暮らし続けられるまち」～支え合い 認め合い ともに暮らす～

- 基本理念1 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会
- 基本理念2 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会
- 基本理念3 住民全体で支え合う地域社会
- 基本理念4 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

調布市の現状と将来推計

高齢者人口（特に後期高齢者人口）の増加（P18）

- ◆令和7年には後期高齢化率が13.1%と前期高齢化率の9.1%を大きく上回ることが予想される。また、高齢化率は22.1%に上昇する。

支援を必要とする高齢者数の増加（P19～20）

- ◆ひとり暮らし高齢者数は6,093人（R1.8.1現在）
※住民票上一人で世帯を構成し、居住実態も一人暮らしの70歳以上の方
- ◆認知症高齢者推定人数は7,126人（R1.10月時点）
※介護認定調査における認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱa」以上の方

8つの福祉圏域における各施策の推進（P30～）

- ◆福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎として構成される8圏域において、各圏域の状況を理解し、地域に合った地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要がある。

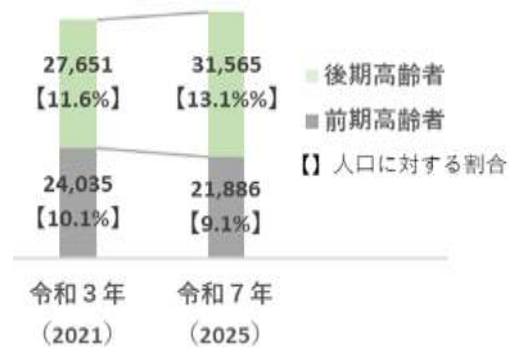
持続可能な介護保険制度の運営（P100～）

- ◆計画期間中の高齢者人口などの推計
 - ・総人口、高齢者人口の増加
 - ・後期高齢者人口の更なる増加
 - ・被保険者数の増加
 - ・第1号被保険者における後期高齢者の増加
 - ・要支援・要介護認定者数の増加及び認定率の上昇
- ◆介護給付費をはじめとする介護保険総費用も増加傾向にある。
- ◆制度の持続可能性を確保する観点から、地域の実情やこれまでの取組を踏まえ、介護給付の適正化を推進する必要がある。
- ◆サービスの安定的な供給と質の高いサービス提供のため、介護人材の確保・育成に取り組む必要がある。

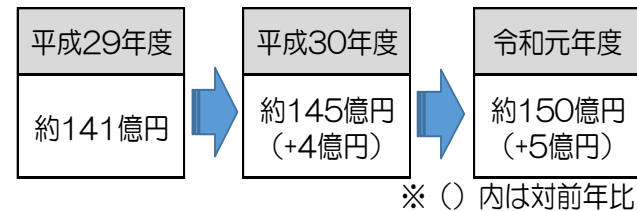
サービスの基盤整備（P110～）

- ◆高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り生活し続けられる社会を目指すという、地域密着型サービスの創設意義に基づき、施設・居宅サービスのバランスを勘案しつつサービスの基盤整備を進める。
- ◆地域密着サービスの基盤整備については、整備に伴う介護保険料への影響を考慮しつつ検討する必要がある。

高齢者数推計



総費用の推移



関連制度の改正等

☆地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（P24）

- ◆地域住民の複雑化・複合した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築
 - ▶既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築
- ◆地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
 - ▶「認知症施策推進大綱」等を踏まえた認知症施策の総合的な推進
 - ▶地域支援事業におけるデータ活用
 - ▶介護保険事業計画の記載事項として、人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況を追加
 - ▶有料老人ホームの設置に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ◆医療・介護データの基盤の整備の推進
 - ▶介護分野のデータの環境整備
 - ▶医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上等
- ◆介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - ▶介護保険事業計画の記載事項として、介護人材の確保・資質の向上や、その業務の効率化・質の向上に関する事項を追加
- ◆社会福祉連携推進法人（一般財団法人を認定）の創設

☆国における第8期介護保険事業計画に係る基本的な方針（P25）

- ◆2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ◆地域共生社会の実現（※）
- ◆介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- ◆有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ◆認知症施策推進大綱に沿った認知症施策の推進
- ◆地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ◆災害や感染症対策に係る体制整備

※地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



第8期における重点施策（P28～）

① 介護予防の取組

第6期・第7期計画期間中に取り組んだ専門職との協働による各種介護予防事業を継続して推進する。併せて、高齢者がそれぞれの地域の中で、自発的に介護予防・フレイル予防に取り組むことができるグループの立ち上げや活動の継続に対する支援を行うために、各事業を連動させていく。

- ▶生活支援体制整備事業との連携促進
- ▶動画配信等を活用した新しい事業展開の検討
- ▶リハビリテーション専門職等の派遣
- ▶後期高齢者歯科健診後のフォロー者への情報提供
- ▶高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の体制拡充と事業内容の検討

② 医療と介護の連携強化

地域での療養生活を支援するために、医療・福祉と在宅療養者をつなぐ相談・コーディネート機能の充実を図ります。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等、関係機関と連携して要介護状態になる前から包括的・継続的な取組を推進する。

- ▶相談・コーディネート機能の充実
- ▶「ちょうふ在宅医療相談室」の支援
- ▶在宅療養に関する情報提供
- ▶在宅医療・介護連携推進事業の推進
- ▶かかりつけ医の推進
- ▶リハビリテーションの視点からの医療・福祉の連携

③ 認知症高齢者等への支援の充実

認知症施策推進大綱（※）の基本的考え方にある「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会」を目指す。

- 認知症支援の充実
 - ▶調布市版チームオレンジの設置
 - ▶認知症検診の検討
 - ▶認知症連携会議の開催
 - ▶認知症初期集中支援チームの活用
 - ▶早期からの医療・介護のサポート体制の充実
 - ▶認知症地域支援推進員による普及啓発
 - ▶認知症疾患医療センターとの連携
 - ▶認知症ケアプログラムの効果検証
- 認知症への理解促進
 - ▶認知症サポーター累計13,000人の養成
 - ▶認知症のある方へのやさしいまちづくりの働きかけ
 - ▶予防事業・介護教室の実施
 - ▶認知症に関する資料の配布

④ ケアラー（介護者）支援

介護を受けている本人だけでなく、ケアラー個人が尊重され、介護と同時にケアラー自身の多様な活動・社会参加の維持・確保等が継続できるよう、ケアラーの身体的・精神的負担を緩和するための支援を充実する。

- ▶相談体制の充実と積極的な情報提供
- ▶ケアラー団体との連携と支援
- ▶専門職業団体等との連携促進・普及啓発
- ▶介護者の負担軽減
- ▶感染症禍における介護者支援

⑤ 住環境の整備

庁内住宅部局とも連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる住まいを確保する。

- ▶特別養護老人ホーム・ケアハウス等の整備検討
- ▶居住支援協議会、住まいぬくもり相談室と連携した相談体制の充実と居住実態の把握

※ 認知症施策推進大綱の具体的な施策

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

計画の具体的な展開

【新】新規事業、【継】継続事業、【拡】拡大する事業

① 地域包括ケアシステムの深化・推進（P41～）

担当区域の見直しを行った地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、分野を超えた重層的な相談体制の構築を進めるために、関係機関との情報共有と連携を深め、事業を展開する。

- ◆【継】認知症施策の推進
 - ▶効果的な介護方法などの専門的な相談支援、社会参加活動のための体制整備など
- ◆【拡】見守りネットワーク「みまもっと」の更なる周知
 - ▶若い世代を含めた幅広い年齢層の市民への周知。地域住民、地域の関係機関等の協力の輪の拡充
- ◆【拡】相談・コーディネート機能の充実
 - ▶医療職と介護職との合同研修の開催等による顔の見える関係性の構築

② 介護予防の取組と生活支援の展開（P53～）

元気な高齢者の活躍の場を創出し、社会参加を促進することで、生きがいや介護予防につなげる。自助及び地域の互助力を高め、地域全体で支え合う仕組みづくりを目指す。

- ◆【新】新しい生活様式を踏まえた事業展開・普及啓発
 - ▶多様な形での社会とのつながりの場等の検討。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ◆【継】地域支え合い推進員の活動充実
 - ▶令和5年までに全ての福祉圏域に第2層の地域支え合い推進員の配置を目指す。
 - ▶先進事例を活用した新たな住民支援の活動設立の伴走支援
 - ▶空き家等の利活用も視野に入れた「通いの場」の創出推進
- ◆【拡】高齢者の社会参加による介護予防や住民主体の支援活動の推進
 - ▶セカンドライフ応援キャンペーンを活用した支え合いの地域づくりの推進
 - ▶高齢者の活躍、生きがいの場の一つとして、就労的側面に注目した関係団体との連携促進
- ◆【継】総合事業の実施

③ 安心して暮らすための環境づくり（P65～）

認知症高齢者及びケアラー（介護者）への支援、認知症サポーター養成講座等を通じた、地域における認知症への理解促進、認知症支援の体制整備を行う。また、高齢者が安心して生活を続けられるよう、情報提供や相談体制の充実、自殺対策、虐待防止・権利擁護の推進、住環境の整備等、様々な支援を行う。

- ◆【新】調布市版チーム・オレンジの設置
 - ▶認知症の人・家族のニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みの構築
- ◆【継】認知症サポーター養成講座の実施
- ◆【継】専門的な相談の対応
 - ▶在宅医療、権利擁護、人権、住まいなどに関する相談体制の充実

④ 感染症等が流行しても途切れないつながりの構築（P94～）

新型コロナウイルス感染症の流行により、長期にわたる外出自粛が続く中、感染症等が流行しても途切れることのないつながりの構築と情報共有、安否確認等の見守り体制の強化に取り組む。

- ◆自立支援・重度化防止のための取組
 - ▶「10の筋力トレーニング」など、集まらずに自宅で取り組める仕組みを検討
- ◆地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ▶高齢者の生きがいづくりや地域との交流機会、介護予防事業等を実施する多様な主体の掘り起こし
- ◆電話の相談窓口の周知

⑤ 介護保険事業の円滑な運営（P100～）

介護保険サービスの質と量の確保に努め、全体のバランスに配慮した介護保険事業の運営を行う。

- 介護保険料
 - ▶基準額：月額5,900円（第7期：5,600円）
 - ▶低所得者の負担軽減の実施
- 介護保険総費用の見込み
 - ▶524.7億円（約32.9億円増）
- サービスの基盤整備
- 持続可能な介護保険制度の運営
 - ▶給付適正化事業の推進（①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修・福祉用具の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知）
 - ▶文書負担の軽減・ICTの活用による業務効率化の支援